

児童福祉施設等の指導監査における指摘事例

【法人運営】

- 変更登記について，法令で定める期限までに行われていない

根拠・参考：「組合等登記令」第3条

指導：代表理事・目的事業等の変更があった日から2週間以内に変更登記すること

- 評議員会の招集に当たって，必要な事項を理事会において決議していない

根拠・参考：「社会福祉法」第45条の9第10項

指導：評議員会の日時及び場所等は理事会の決議により定めること

【会計経理】

- 大区分の勘定科目において予算額を超過して執行している

根拠・参考：「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」（平成28年3月31日雇児総発0331 第7号）留意事項2「予算と経理」の(2)

指導：予算は理事会で議決された内容であり，予算額を超えて執行することは問題があるので，今後は適正に見積もるとともに，予算額を超える場合は補正予算を編成し，理事会議決を経て，適正に執行すること

- 小口現金の取扱いが不適切

根拠・参考：法人経理規程

指導：法人経理規程で定める小口現金の限度額を超えて保有しないこと
立替払いによる支出をしないこと

○ 私立保育所に対する委託費の経理等について

(主な項目)

- ・前年度決算の保育所等拠点区分において、前期末支払資金残高の取崩額が限度額を超えているにもかかわらず、市との事前協議の未実施
- ・前年度決算の保育園所等拠点区分において、当期積立支出及び資金収支差額合計が限度額を超えているにもかかわらず、市へ収支計算分析表の未提出

根拠・参考：「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」(平成29年4月6日 府子本第225号・雇児発0406第2号)
3-(1), 5-(2)

指導：当該年度の事業活動収入計(予算額)の3%を超えて前期末支払資金残高を取り崩す場合、市との事前協議を行うこと

当該年度の各種積立資金への積立支出及び当期資金収支差額合計が、当該施設に係る拠点区分の事業活動収入計(決算額)の5%を上回る場合、市に収支計算分析表の提出すること